## 移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 岐阜県岐阜市九重町4丁目20番地

事業者名 岐阜乗合自動車株式会社 代表者名 代表取締役社長 葛西 信三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

## Ⅰ 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・当社が保有する乗合バス事業においては、令和6年度末時点で、ノンステップバス 導入率は40%と低い数値となっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せ て運用する路線の特性を考慮しながら、ノンステップバスの導入を推進し、令和12 年度まで毎年平均10~13台ずつ、ノンステップバスの導入を進めていく。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
- ・高齢者や障害者の利用が多いバスターミナルにおいて、当社の係員が円滑な乗降 の支援ができる体制を構築する。
- ・近年、車椅子を使用している方がバスに乗車される機会が増えているため、車椅子 使用者への円滑な乗降支援や接客の向上を目指し、乗務員に対して車椅子使用者へ の乗降支援に関する講習を行う。

## Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを 9 台導入する。(令和 7 年度)
の導入	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者への	・乗り場案内を行うために、バスターミナルに配置している「シ
乗降支援	ェルパ」が必要に応じて高齢者や障害者の乗降支援を行う。(令
	和7年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
紙の時刻表の設置	・バスターミナルや各営業所において、紙の時刻表を手に取りや
	すい位置に路線別に配置する。(令和7年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子使用者への	・乗務員に対し、車椅子使用者への乗降支援に関する講習を行
乗降支援に関して	う。(令和7年度)
の指導の実施	

- Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置
  - ・ホームページや電話にて寄せられる利用者からの意見を社内全体で共有するとともに、取組の改善につなげる。
- IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由

7	Τ	計画書の公表方法
١	/	

弊社ホームページに掲載。		

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項に関しては、当社の中期経営計画に位置付けられている。

- 注1 Ⅳには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 2 Vには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。
  - 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。